

規制の事前評価書

評価実施時期：平成21年2月9日

施策等名	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（仮称）	担当課 （担当課長名）	自動車交通局旅客課 （課長 奥田哲也）
施策等の概要	<p>供給過剰や法令違反等の不適正な運営等により一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない状況にある特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>①特定地域における道路運送法の特例（第15条） 特定地域において、タクシー事業者が増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととする。</p> <p>②認定事業者に対する報告徴収制度の創設（第17条） 国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化に資する特定事業を実施するための特定事業計画の認定を受けたタクシー事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、特定事業の実施状況について報告を求めることができることとする。</p>		
施策等の目的	<p>特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、①特定地域における道路運送法の特例によってタクシー事業の不適正な運営の増加を抑制するとともに、②認定事業者に対する報告徴収制度の創設によって特定事業の適切な実施を確保することにより、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進する。</p>		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>①特定地域における道路運送法の特例（第15条）</p> <p>○供給過剰や不適正な運営等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない状況にある特定地域においては、不適正な運営がこれ以上増加しないように対策を講じる必要があるが、現状は、不適正な運営を行うタクシー事業者であっても何のチェックを受けることもなく増車することができる。（目標と現状のギャップ）</p> <p>○現行法上、増車については、タクシー事業者が事前に届け出るだけで可能となるためであると考えられる。（原因分析）</p> <p>○特定地域においては、不適正な運営を行うタクシー事業者が何のチェックを受けることもなく増車することができないよう、増車について事前にチェックすることができるような施策を講じる必要がある。（課題の特定）</p> <p>○特定地域において、タクシー事業者が増車を行う場合は、国土交通大臣の認可</p>		

	<p>を受けなければならないこととする。(施策の具体的内容)</p> <p>②認定事業者に対する報告徴収制度の創設(第17条)</p> <p>○国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画(以下「認定特定事業計画」という。)に定められたタクシー事業の適正化及び活性化に資する特定事業の適切な実施を確保するために、国が特定事業の実施状況を的確に把握する必要があるが、現状は、当該実施状況に関する十分な情報を入手することができないことから、実施勧告等の措置を的確に講じることができないことなどにより、特定事業の適切な実施が確保されない可能性がある。(目標と現状のギャップ)</p> <p>○現行法上、国が、認定特定事業計画に定められた特定事業の実施状況に関する情報を確実に入手する手段がないためであると考えられる。(原因分析)</p> <p>○国が、認定特定事業計画に定められた特定事業の実施状況に関する情報を確実に入手することができるような制度を設ける必要がある。(課題の特定)</p> <p>○国土交通大臣は、認定事業者に対して、特定事業の実施状況について報告を求めることができることとする。(施策の具体的内容)</p>
<p>社会的ニーズ</p>	<p>特定地域においては、地域公共交通として重要な役割を担っているタクシーが供給過剰や法令違反等の不適正な運営等により地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない状況にあり、早急にその改善を図る必要があることから、本施策等によりタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが強く求められている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>タクシーは地域公共交通として重要な役割を担っていることから、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組については、行政として関与する必要がある。</p>
<p>国の関与</p>	<p>タクシー事業を監督しているのは国土交通大臣であること、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための制度を創設するためには法律の制定が必要であることから、国として関与する必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>①特定地域における道路運送法の特例(第15条)</p> <p>本施策により、特定地域においてタクシー事業者が増車を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けるという負担が生じる。(遵守費用)</p> <p>また、本施策により、行政においては、事前届出の受理に代えて、新たに認可のための審査をするという負担が生じる。(行政費用)</p> <p>一方、本施策により、特定地域において、タクシー事業の不適正な運営の増加を抑制することができ、タクシー事業の適正化及び活性化が推進されることによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになる。(規制の便益)</p> <p>以上により、本施策については、一定の費用が発生するが、特定地域において、供給過剰や法令違反等の不適正な運営等の状況が改善され、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになるという便益を得られることとなり、便益が費用を大きく上回ると判断される。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、特定地域においてタクシー事業者が行う増車について、事前届出制とする場合(現状維持)について分析する。</p> <p>代替案により、特定地域においてタクシー事業者が増車を行うに当たって事前届出をする場合には、新たな費用は発生しない。(遵守費用)</p>

また、代替案については、行政においては、特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであることから、新たな費用は発生しない。(行政費用)

代替案においては、特定地域内において、不適正な運営を行うタクシー事業者が引き続き増車することも想定され、この場合、タクシー事業の不適正な運営がさらに増加することとなり、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができない。(便益)

以上により、特定地域において、タクシー事業者が行う増車について事前にチェックすることを制度的に担保し、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになる点において、本施策の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(代替案と本案の比較)

②認定事業者に対する報告徴収制度の創設（第17条）

本施策により、認定事業者は報告を求められた場合には特定事業の実施状況について報告するという負担が生じるが、報告が求められる事項は認定事業者自身が実施している特定事業の実施状況であって認定事業者が当然に把握している事項であることから、費用の増加は僅少と考えられる。(遵守費用)

また、本施策により、行政においては、認定事業者に対して報告を求めることや、報告を受領するという負担が生じるが、特段の体制強化等を行う必要はなく対応できるものであることから、費用の増加は僅少である。(行政費用)

一方、本施策により、国土交通大臣は随時必要に応じて特定事業の実施状況について報告の徴収を行うことができることによって特定事業の適切な実施が図られ、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化が推進されることによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになる。(規制の便益)

以上により、本施策については、費用がほとんど発生しないのに対し、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになるという便益を得られることとなり、便益が費用を大きく上回ると判断される。(費用と便益の関係)

代替案として、報告徴収について法令に基づかない任意の措置として実施する場合について分析する。

代替案においては、認定事業者が任意に報告徴収に応じる場合には、本施策と同様の費用が生じると考えられるが、報告徴収に応じない場合には、費用が発生しない。(遵守費用)

また、行政においては、本施策と同様に特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであることから、費用の増加は僅少である。(行政費用)

代替案においても、認定事業者が任意の報告徴収に応じる場合には、本施策と同等の便益が得られるが、任意の措置であるため認定事業者が報告徴収に応じないことも想定され、その場合は特定事業の実施状況に関する十分な情報を入手することができないことから、実施勧告等の措置を的確に講じることができないことなどにより、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができない。(便益)

以上により、特定事業の実施状況に関する情報の入手について制度的に担保し、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することによって、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することができるようになる点において、本施策の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(代替案と本案の比較)

<p>施策等の有効性</p>	<p>①特定地域における道路運送法の特例によってタクシー事業の不適正な運営の増加を抑制するとともに、②認定事業者に対する報告徴収制度の創設によって特定事業の適切な実施を確保することにより、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進することができ、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようになる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」答申（平成20年12月18日交通政策審議会）</p> <p>○本法案附則第2項において、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されている。</p>